

中津川市林野火災警報等発令基準（案）

（目的）

第1 この基準は、中津川市火災予防条例（昭和27年中津川市条例第2号）第29条の8・第29条の9に規定する林野火災警報等（以下「火災警報等」という。）の発令基準を定め、林野火災の予防を目的とする。

（定義）

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（1）林野火災注意報とは、発令区域での火の使用の制限について努力義務を課すものである。

（2）林野火災警報とは、発令区域での火の使用の制限について規制するものである。

（林野火災注意報の発令） ※（消防庁通知準用）

第3 林野火災注意報の発令基準は、次のとおりとする。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

（1）前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下である場合。

（2）前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報の発表がされている場合。

（林野火災警報の発令） ※（消防庁通知準用）

第4 林野火災警報の発令基準は、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合とする。

（火災警報等発令の規制）

第5 火災予防条例第29条に規定により、火の使用の制限は以下のとおりとする。

（1）山林、原野等において火入れをしないこと。

（2）煙火を消費しないこと。

（3）屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

（4）屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。

（5）山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。

（6）残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

(発令区域)

第6 林野火災警報等の発令区域は市全域とする。

(発令期間) ※(消防庁通知準用)

第7 発令期間は1月から5月の期間とする。

(降水量観測地点)

第8 発令基準となる降水量は、気象庁地域気象観測システム岐阜県中津川観測地点とする。

(気象概況)

第9 気象概況は岐阜地方気象台からの通報を受けるものとする。

(火災警報等発令解除) ※(消防庁通知準用)

第10 火災警報等の解除は、毎朝5時頃の気象概況の通報を受けた際に加えて、当日の天気予報が晴れであったにもかかわらず降水があった際など、発令指標に該当しなくなった場合とする。

(委任)

第11 その他この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。